

こんにちは

# 日高町地域包括支援センター

です！

「要支援1」「要支援2」の訪問介護・通所介護が、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

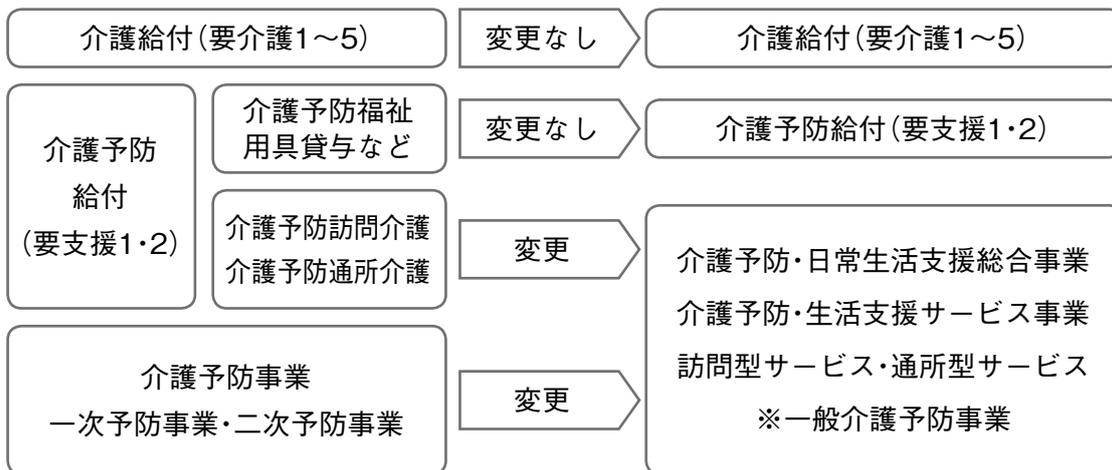
## すでに要支援1.2と認定されている方は大きな変更はありません！

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

すでに要支援1.2と認定されている方で、訪問介護や通所介護のサービスを利用されている方は、総合事業スタート後の更新月まで引き続きサービスを利用できます。更新月以降は総合事業として同様のサービスが利用出来ます。

### これまで

### 平成29年4月から



【お問い合わせ先】日高町地域包括支援センター  
(日高町役場健康推進課内)

☎ 63・3801 FAX 63・3846



詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

4月18日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所開設のお知らせ



お問い合わせは、(☎63・3800)まで。

## ごみは決められた日に 決められた場所に 出しましょう

最近

・収集日以外の日に、ごみが出  
されている

・通りすがりでごみを出していく  
ので地元の人のごみが入らない  
などといったご意見が寄せられ  
ています。

ごみ集積かごは、地元で管理  
し、地元の方のためのかごです。  
ごみは、お住まいの地区で出す  
ようにしてください。

収集日以外にごみを出される  
と、不法投棄のもととなるほか、  
地区の環境も悪くなります。

ごみは、お住まいの地区で、**決  
められた日・決められた時間・決  
められた場所**に出してください。

また、ステッカーを貼ってご  
みを出す場合は、指定ごみ袋と  
同じ程度の大きさ(45リットル)  
までで、できるだけ中身の確認



できる袋を使用してください。  
袋のサイズが大きすぎたり、  
中身が混合しているおそれがあ  
る場合は、回収いたしません。

## 野焼きは法律で 禁止されています



「近所でごみを  
燃やしていて、煙  
で困っている」  
「ごみの焼却で灰  
や燃えかすが、田  
んぼに入って困る」などの苦情  
が多く寄せられています。

ドラム缶・ブロック囲い・素  
ぼりの穴を利用したものや、法  
で定められた構造基準を満たし  
ていない焼却炉などによる焼却  
は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決め  
られた収集日に分別して出して  
ください。

農林漁業を営むためのやむを  
得ない焼却などは、法律で例外  
的に認められていますが、焼却  
量や時間帯、風向きなどを考慮  
しましょう。

## 文化会館での 巡回相談のお知らせ

文化会館にて、左記の巡回相  
談がそれぞれ実施されます。

相談は無料、予約は不要です。

◎生活にお困りの方の相談

日時 4月13日(木) 13時～15時

【以降、毎月第2木曜日に  
行います】

◎就職促進相談

日時 4月27日(木) 13時～15時

【以降、毎月第4木曜日(祝祭  
日等都合により変更すること  
があります)に行います】

## 文化会館 各種教室・相談案内

日高町文化会館の教室に、町  
内の方ならどなたでもご参加い  
ただけます。

参加ご希望の方は、住民福祉  
課までお申し込みください。



No.	教室名等	講師名	日程	時間	対象
1	書道教室	上田 耕	毎週 水曜日	19:30～ 21:00	一般 (高校生以上)
2	手話教室	梅本正行	毎週 木曜日	19:30～ 21:00	同上
3	生花教室 (未生流)	寺井陽子	毎月 第2・4 金曜日	18:30～ 20:30	同上
4	生活自立 相談	自立支援 相談員	毎月 第2 木曜日	13:00～ 15:00	同上
	職業相談	就職促進 相談員	毎月 第4 木曜日		

◎就職促進相談員による巡回相  
談です。ハローワークの求人  
情報、職業訓練情報等に、就職  
促進相談員が就労と生活の安  
定に向けた相談に応じます。